

定款変更認可申請書に必要な書類

※「定款変更認可申請書」以外の書類は、以下の書類を1部ずつ提出してください。

※定款変更には、認可と届出の2種類があります。

- ・認可事項・・・下記の届出事項以外
- ・届出事項・・・事務所の所在地、基本財産の増加、公告の方法に関すること。

※代表的な申請内容を例示していますので、下記によらない場合は個別にお問合せください。

1 理事数の増加などによる変更の場合

- ① 定款変更認可申請書（2部）
- ② 定款（新・旧）
- ③ 評議員会議事録の写し

2 事業追加の場合

- ① 定款変更認可申請書（2部）
- ② 定款（新・旧）
- ③ 評議員会議事録の写し
- ④ 当該事業に関する事業計画書及び予算書（事業開始年度及び翌年度）
- ⑤ 当該事業に関する契約書（受託契約書又は事業決定通知書等）の写し
- ⑥ 当該事業の不動産に関する書類（登記事項証明書又は賃貸借契約書）の写し
- ⑦ 当該事業のために新たに不動産を取得した場合には、その財源を証する書類の写し

なお、基本財産を担保にして福祉医療機構（協調融資も含む）以外の金融機関等から貸付を受ける場合には、事前に基本財産担保提供について監査課の承認が必要な場合もありますので、基本財産の担保提供を計画している場合は、事前に監査課までご相談ください。

※その他参考書類を添付していただく場合があります。

3 基本財産減少の場合

※事前に基本財産処分の承認を得ていなければ、定款変更認可申請することはできません。

- ① 定款変更認可申請書（2部）
- ② 定款（新・旧）
- ③ 評議員会議事録の写し
- ④ 当該不動産の閉鎖事項証明書の写し

* 申請書類の受理後、認可通知の交付まで2週間程度を要します。